

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

会員集会 開催

総会・常議員会はどうあるべきか

10月1日午後2時から、当会会館5階にて会員集会在開催され、総会及び常議員会の在り方について、熱心に議論がなされた。

集会は、吉川知恵子副会長をコーディネーター、岩田武司副会長、島崎友樹会員、徳久京子会員、坂本真史会員をパネリストとして、参加会員との間での質疑応答を取り入れながら進められた。

卓方式で設定され、互いの顔の見える形となった。また、理事者から全員にコーヒーもふるまわれ、和やかな雰囲気できつくばらんな対話ができ

たがって総会の活性化を図るべきことについての委員会答申の説明があった。

冒頭挨拶で小野毅会長は、会員の中でも、世代間で会に対する考え

方にギャップがあることについて述べた。メインテーマである総会の在り方については、公益活動・委員会活動等推進委員会副委員長の中村俊規会員から、総会開催にあたって本来の定足数(会員の6分の1以上)を満たすことは少なく、多くはいわゆる30分ルール(定刻から30分を経過して出席会員数50人に達するとき

は開会できる旨の会則上のただし書き規定)によって開催され、比較的少人数の意思により重要事項が決定される結果となっているハザシ

論点として、①そもそも定足数が必要か、②30分ルールを維持すべきか、③定足数は見直すべきか、④一人が代理できる人数を増やすべきか、⑤書面投票を認めるべきか、⑥総会出席者を増やす方策としてどのような手段が考えられるか、といった整理がなされ、それぞれについてパネリストから意見が述べられ、参加会員からも様々な発言があった。出席して議論を尽くすのが総会の本来の姿であるという意見がある一方、書面等による多様な意思反映方法があつてよいという意見もあつた。どちらにしても

会員数の増加という現状の中で、総会活性化のための改革が急務となつていくことは浮き彫りとなつた。

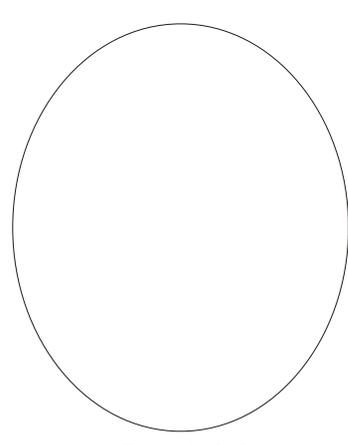
常議員会については、常議員の定数や選出方法が議論された。多様な意見

人権シンポinかながわ2015のご案内
日時 平成27年1月24日(土)
場所 横浜市開港記念会館
内容 人権賞贈呈式/シンポジウム
(パネリスト 周防正行氏他)等



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

香山リカ教授 平和憲法を語る 憲法情勢をフロイトで分析



香山リカ教授

見の反映のためには定数を増やすべきである、また、委員選出や支部も活発な意見交換がなされ、期や

最後に、小野会長から、今回出された意見を踏まえ、今後開催予定の臨時総会に向けて準備してい

きたいとの挨拶があり、予定時間もオーバーするほど充実した集会は閉会となった。

10月17日、当会主催の「精神科医が語る平和憲法」と題するシンポジウムが関内ホール大ホールにて行われ、立教大学現代心理学部の香山リカ教授が講演した。週末の夜にもかかわらず、547名もの市民や会員が集まった。

開会の挨拶では、当会の小野毅会長が、集団的自衛権行使容認の閣議決定に伴い、憲法をめぐる情勢が緊迫しているが、今回の集会は、今後の集団的自衛権行使を認める法律の改悪を阻止する運動の始まりになる集会だと述べた。

香山教授は、フロイトの防衛機制の考え方、すなわち、人は、不安や恐怖から逃れるために「心の防衛メカニズム」として、自らの心にある受け

入れがたい恐怖を他者のせいにしてしまう「投影」の考え方を冒頭に紹介し、バブル崩壊以降、日本の経済的豊かさや安全神話が揺らいできたこと

によって、人々の不安が外国に「投影」されてきたが、最近では、不安の「投影」先が国内の反原発団体、憲法改正に反対する者にまで及んでしまつてい

山ゆり

毎年ではないが何度かベートーヴェンの第九を聴きに行ったことがある。私自身は、第九に限らず、クラシックを聴く機会があまりないが、やはり聴きに行くと非日常的な雰囲気と曲の良さもあり、楽しい▼私は幼稚園のころからバイオリンを習っていた(習わされていた?)が、バイオリンの練習が嫌いであつた。しかし、私が練習しないと親が家事をしないと宣言していたため嫌々練習していた。親と二人で毎朝練習し、田舎へ旅行するときもバイオリンを担いで練習していた▼ただ、高校あたりから少し変わった。大学では自らオーケストラ部に入り、オーケストラでの最初の曲はラフマニノフの交響曲第2番というものであつたが、何度も練習するうちにとてもその曲が好きになり、また、他の楽器と一緒に演奏することがとても楽しくなつたのである。オーケストラという多くの楽器によつて一つの音を目指すというが大変楽しいと思うようになった▼ただ、自分たちの演奏を録音したものを最初に聴いたときは愕然とした気持ちになることもあり、やはりプロの音はずいと思つた。この12月にもできればクラシックを聴く機会を持ちたいと思つている。(古西 達夫)

第2回市民会議 開催

「法テラス」をテーマに忌憚のない意見交換

10月27日、「法テラス」をテーマとして第2回市民会議(横浜国立大学名誉教授池田龍彦議長)が開催された。法テラスは、設立後8年が経過し、近時、総合法律支援法改正案が示されるなど、ホットなテーマである。

会議の冒頭、①司法ソーシャルワーク(自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等につき、福祉関係機関等との連携を強化して、訪問相談を含めたアウトリーチの手法により総合的な生活支援を継続的に提供する施策)の担い手の問題、②現状では未配置の神奈川におけるスタッフ弁護士の要否という2つの論点提示がなされ

た。①については、法テラスでは関係機関との連携を組みやすく、利用者の費用負担が低廉となる利点がある。他方、弁護士会では委員会等で蓄積された高度なノウハウの継続活用が期待できるものの、活動拡大のためには自治体に費用負担をお願いしたいことが強調された。

②については、神奈川では事件・相談等の引受者に不足はなく、3年で転勤が予定されているスタッフ弁護士では地域的なノウハウの継続性が期待できず配置不要とする意見がある一方、法テラスの事業は全国的な均質性が要求されていることを

強調して配置必要とする意見もある。

市民会議委員にとつては馴染みの薄いと思われるテーマではあったが、活発な議論の末、「①は、弁護士会と法テラスのどちらか択一というものはなく、福祉関係機関も含めて協調していくことが重要である。②は、神奈川の地域性も十分考慮しながら、さらに議論を尽くしていただきたい」との意見に概ね集約された。

なお、議論の過程において、市民の視点からの示唆に富む意見が多く出された。その一端を挙げると、がん診療連携拠点病院を全国配置して質の底上げを図っている医療分野の例を引き合いに、弁護士会でも法的サービスの質を確保してもらいたいという注文や、簡単に救急車を呼ぶ感覚で法テラスが使われてしまうことになりはしないかとの危惧などが述べられた。また、成年後見等では、弁護士は気軽に現場に足を運んでくれないという不満を多く聞くところであり、アウトリーチにどれだけの実現性があるのか不安があるという厳しい指摘もなされた。

最後に、議長から、非常に大きなテーマであるので市民会議において再度議論するのもよいとの所感が示され、2時間にわたる忌憚のない意見交換が締め括られた。

(広報推進委員会 副委員長 一川 裕之)

韓国 京畿中央地方辯護士会との共同セミナー

10年以上の交流をさらに深めて

開催

訪問団による裁判所、検察庁の表敬訪問の後、3時間には及ぶ共同セミナー及び懇親会。両弁護士会では、両弁護士会は交流を深めた。

10月24日、当会と友好協定を締結している韓国の京畿中央地方辯護士会の訪問団が当会を訪問した。

京畿中央地方辯護士会と当会とは、平成14年に当時の水原地方弁護士会が当会を訪問してから(平成15年に友好協定締結)、当会の会館補修工事があった昨年を除き、毎年交互に訪問して12年にわたり交流を重ねてきている。私自身は京畿には平成24年に1度行ったことがあるのだが、京畿の弁護士達から焼き尽くす炎のように熱く歓迎を受けたことがとても印象に残っている。

共同セミナーのテーマは、会社法のM&Aであった。当会からは、会社法研究会の西村将樹会員が「日本におけるM&Aの動向及び実務における利用例について」のテーマで発表し、京畿からは金井賢弁護士が「M&Aとレバレッジド・バイアウト(LBO)方式の法的争点及び事例」のテーマで発表した。内容はとても濃密で、普段は会社法にあまりなじみがない私には難しく感じられたが、このような形で勉強の機会を持つことができ、とても有益なものであった。

このように、当会と京畿中央地方辯護士会とが熱い友情で結ばれ交流を深めていることは、とても誇らしいこと、改めて思った。

(会員 西村 紀子)

新任調停官激励・退任調停官慰労の集い

任官希望の会員にも 一般会員にも 有益な話が一杯

10月14日、当会会館にて、「新任調停官激励・退任調停官慰労の集い」が開催された。

当会からは現在8名の会員が、毎週1回終日、横浜簡裁、横浜家裁、川崎簡裁において、民事調停官・家事調停官(通称・非常勤裁判官)として勤務している。

非常勤裁判官は、民事・家事調停について裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰するというものであり、弁護士から常勤裁判官への任官促進、調停手続の充実活性

化を目的として制度化されたものである。非常勤裁判官の任期は2年(最長4年)であり9月末までが任期とされていることから、毎年9月10日は退任調停官と新任調停官の人事入替の時期となっている。「新任調停官激励・退任調停官慰労の集い」は、この時期に合わせた裁判官評価検討・弁護士任官推進委員会が開催している恒例行事であり、非常勤裁判官同士の情報交換や将来的に非常勤裁判官・常勤裁判官への任官を希望する会員のための有用な情報提供の場となっている。

当日は、今年退任した高橋良会員、長澤洋征会員、飯島奈津子会員から2期4年を終えての感想や新任調停官に向けての心構えなど、現職の横溝久美会員から担当事件を進める上での悩みや裁判所での過ごし方など、新任の工藤昇会員、小豆澤史絵会員、喜多英博会員から任官の動機や今後の意気込みなどについての話がなされ、非常勤裁判官の仕事の状況が具体的にイメージできるような話がてんこ盛りであった。

また、裁判官の立場からみた代理人弁護士のあり方などについても語り、任官希望者ではない一般の会員にとつても非常に有益な話を聞くことができた。

(会員 畑 裕士)

労働法制規制緩和に強く反対する集会

167名もの市民が参加

10月21日、横浜市開港記念会館講堂において当会主催の労働法制規制緩和に強く反対する第2回目の集会が開催された。

政府は、年収1000万円以上の業務範囲が明確な専門職を対象に、本

人の了承を条件に労働時間規制を撤廃し、成果に応じて賃金を支払う制度を提案している。

しかし、現在の労働時間規制法制の下でも、サージ残業や過労死を招く過酷な時間外労働が強

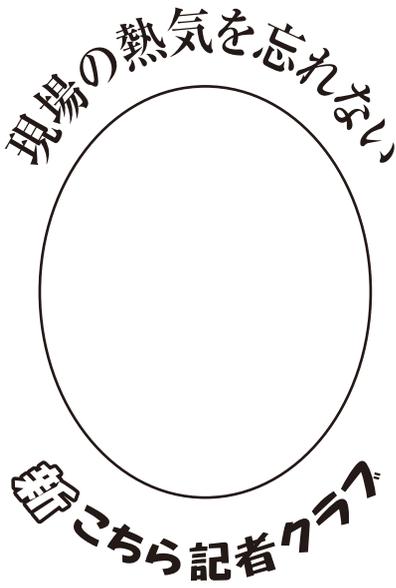
制されている実態が後を絶たない。かかる状況下で労働時間規制を一部でも緩和すれば、それを契機に労働時間規制が益々有名無実化することは火を見るより明らかである。当会は、この政府提案の危険性に

ら本質が変わっておらず、労働者にとっては過労死の危険を招く全く魅力がない制度である反面、使用者にとっては人件費を削減でき、見かけ上の生産性を向上できる有り難い制度であることが指摘された。

盛教授のこのような指摘を裏付けるように、続く労働者の会場発言では、過酷な時間外労働を強いられた結果、体調を崩したり家族を失ったりした当事者や遺族の生々しい訴えがなされた。

今回の集会は、同テーマによる2度目の集会であるにも関わらず、167名もの市民の参加があり、改めて労働法制規制緩和への反対運動を継続する意義を認識させられた。

（貧困問題対策本部 副本部長 内嶋 順一）



弊社が人員の都合上、県警などでの事件取材と裁判所での法廷取材を兼ねて持ち回すことが多い。1つの事件について、発生から容疑者の逮捕・起訴を経て、判決が下るまでを見届けることも少なくない。取材場所も事件現場や警察関係、裁判所などさまじりだ。

や解決に向けた捜査員の執念をじかに感じることが出来る。それが公判段階では、冒頭

告人の顔を間近に見たり、被告人質問などで肉声に触れることで、それまでとは比べも

事件が起きると、まずは現場へ走る。そこで近隣住民や目撃者らと話をし、捜査関係者から聞いた話と組み合わせ記事にしていく。このとき、もともとの情報は取材相手を通じた聞き取りが中心で、事件の全体像はぼやけていることも多い。一方で現場の熱気

陳述や論告、そして判決を通じて、固まった「事実」が示される。さらには入廷した被

のにならぬいへい、事件の真相に迫っている実感がある。しかし、残念なことに、公

判が始まるまでに長い時間が経過していることなどから、大半の事件では世間の関心が既に冷めてしまっている。そのことを反映して、発生直後なら大きく報じられるであろう被告人の肉声も、紙面では無視されてしまいがちだ。

いくつ時間が経過しても事件は無くならず、被害者は存在し続ける。公判で明らかにした新情報を報じ、事件の風化を防ぐのも報道の大切な役割だ。傍聴席に座るたび、かつて感じた熱気や執念を忘れるなど自らに言い聞かしている。

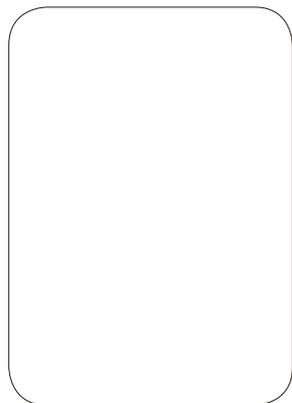
（産経新聞 小野 晋史）

理事者室

だより

秘密のザイホウ伝説

副会長 畑中 隆爾



理事者室って、どこにあるか知っていますか？私は副会長になるまで知りませんでした。会館の3階あたりかな、とは思っていましたが、探し当たったことはありませんでした。だから入ったこと

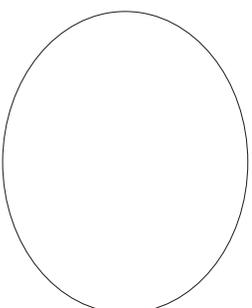
もありませんでした。そのような妄想の下、

密のザイホウ伝説

1ジは段々と薄らいでいます。やはり、そんなものはなかったのか。ところで、私の担当会務の重要分野として、会計と法規があります。会

ある日の常議員会

会員 石塚 陽子 (新63期)



常議員の任期も半分以上が過ぎた。10月の常議員会では、いわゆるカジノ解禁推進法案の廃案を求める意見書発表の件に多くの時間が割かれた。

議案紹介の時点では、私の頭には直感的な結論が浮かぶ。三浦議長の問題に、1人、2人と他の常議員が質問や意見を出すにつれ、私の頭にもエンジンがかかる。

ある常議員から「カジノは恐らく客層が富裕層なので既存のギャンブル類と同じに論じられないのでは？」という質問が出された。なるほど面白い視点だ。なるほど面白い視点だ。なるほど面白い視点だ。

常議員会
の
いま

公害・環境問題委員会調査旅行

復興の島く奥尻島くを旅する

奥尻島のシンボル「鍋釣岩」を望む

当委員会は、豊かな自然を五官で感じながら環境問題を考えようと、離島中心に視察調査を重ねている。第14弾の今回は、10月3～5日、9人で北海道の奥尻島を訪ねた。

函館空港から小さなプロペラ機で30分、日本海に浮かぶ周囲84km、人口3000人弱の北の島は、とても静かだった。航空便は少ないし、船を使うと函館や札幌から6～7時間もかかることから、アクセスが大変な島である。

まず訪れた津波館は、津波で壊滅した青苗地区先端部(今は緑地とされている)に建つ。平成5年7月、夜中の大地震からわずか3分後に大津波

が集落を飲み込み、多くの火災を引き起こし、甚大な被害をもたらした。説明してくれた女性も被災者であり、その語りは生々しかった。

奥尻町役場では、島の風土・復興・振興等についてヒアリングをした。離島というハンデの中、復興を果たし、更には自然資源を生かした島興しに努力している様子がわかった。

離島を訪ねる度に思うことは、どの島にも、その島を愛し、知り尽くし、支えている有為な人物がいるということ。今回の役場の担当の方も、とても博識で、また休日返上で町や森の探訪ガイドまで務めてくれ、我々に大

きな刺激と成果を与えてくれた。

この島には、豊かに広がる良好なブナの森があり、また鍋釣岩等の奇岩がある。それにウニ、アワビ等の豊富な海の幸。これらは十分魅力的であり、我々も存分に堪能させてもらった。

一方で、災害の悲劇の記憶があり、また、航空自衛隊レーダー基地を抱えるという特殊事情もある。それでもこの島には、全てを受け止め、穏やかに前向きに生きていこうとする空気感がある、そんな気がした。

実質わずか2日間の滞在ながら、奥尻島を知ることができ、心身ともに満たされた。なお、道路はほぼ島の外周にしかなく、車でほぼ走り尽くしたのだが、島内の信号機はたったの3つだけだった。(会員 畑中 隆爾)

神奈川県社会保険労務士会との協定締結

10月7日、当会館において、「弁護士及び社会保険労務士の紹介等に関する協定」の調印式が行われ、これにより神奈川県社会保険労務士会と当会との間で協定が締結された。

神奈川県社会保険労務士会からは、山本暁会長、加藤一也副会長、山邊鉄也副会長、当会からは小野毅会長、畑中隆爾副会長、狩倉博之法律相談センター運営委員会委員長が出席した。

また、弁護士が労働関係の事件を扱う際に、労働協約や社会保険の問題に直面することもある。このような場合に社会保険労務士は神奈川県社会保険労務士会を通じて弁護士の紹介を受けることができ、逆に弁護士は当会を通じて社会保険労務士の紹介を受けることができる。

更に、神奈川県社会保険労務士会との協定で処理できず、弁護士に依頼しなければならない場面は、両会会長による運営会議が設けられることになっている。ここでは、共同での相談会の開催、一方の会が開催する相談会及び講演会への他方の会の会員の推薦並びにその他両会の会員の交流を推進するための活動について継続的に協議することになっている。

調印後固い握手をする両会会長

神奈川県社会保険労務士会との協定では、相互に会員を紹介する制度が定められた。社会保険労務士が、労働関係の業務をしている際に、法的な紛争があ

る場合、神奈川県社会保険労務士会と当会の間で協定が締結されている。この協定により、弁護士の業務の充実が期待される。

（会員 大幸 順一）

第34回 全国大会(岩手) 野球では優勝できなかったけど...



手が高校時代に時速160キロを記録した球場である。

弁護士会野球部は33チームあり、全国大会に出場できるのは7チームと開催地の岩手だけである。横浜は埼玉と岐阜に勝利して予選を突破した。全国大会初戦は、大阪・宮崎5対1、岩手・京都4対2、愛知・熊本7対2、そして横浜は優勝候補とされる東京に対して0対3と敗れてしまった。

横浜先発の元嶋亮投手は3回表に味方のエラーが絡んで3点を失ったが5回を3失点で投げきり、続く畑中隆爾投手が2回を0点で抑えた。鈴木真雄外野手や黒江卓郎外野手のファインプレーがあり、森弘史捕手の2塁打を含めた東京と同じ6安打など、横浜も内容で負けていなかった。

特別ゲストの山田久志

わんこそばで優勝した本間正俊会員(中央)

元プロは、最も見応えがあった試合であり、どちらに転ぶか分からないものだったと解説された。

もう年の瀬。毎年、一年があつという間にたつてしまふと感ずます。年末に、その年を振り返つて、充実していたと思えるようになりたいと思いつつ、日々の行事や仕事に追われて、何も成し遂げることができず、です。来年こそ、そういう年末を迎えられるよう努力したいと思ひます。

（会員 古西 達夫）

デスク 澤田 久代
記者 三浦 靖彦
大崎 徹
越川 純哉
田丸 明子
吉田 正穂
古西 達夫

編集後記

横浜弁護士会 相模原相談センター

電話/042-776-5200 予約受付時間/月・水・金曜 9:30~17:00、火・木曜 9:30~20:00

- ◆総合相談 (30分以内・5,000円)
月 10:00~12:00, 13:30~15:30
火 13:30~15:30
水・金 10:00~12:00
木 10:00~12:00, 13:30~15:30, 18:00~20:00
◆多重債務相談 (30分以内・無料)
火 18:00~20:00
水・金 13:30~15:30
◆離婚相談 (30分以内・5,000円)
火 10:00~12:00

火曜(多重債務)・木曜(総合)は20時まで夜間相談を行っています

